

〔共同研究：天変地異の社会学〕

## 朝鮮総督府による朝鮮の「予言」調査

——村山智順の調査資料を中心に——

青 野 正 明

### はじめに

植民地期の朝鮮において、朝鮮総督府は統治政策を進めるために調査事業をおこなった。たとえば朝鮮在来の「慣習」を成文化化する等、主に法制面にかかわるのは旧慣制度調査事業（いわゆる旧慣調査）である。一方、総督府の総督官房文書課（当初は総督官房調査課）が主管する調査事業は、3・1運動の衝撃を受けて開始された行政的な目的による調査で、同課より調査資料が第1輯（1923年）から第47輯（1941年）まで発行されている（いわゆる〔朝鮮総督府〕調査資料）。

これらの調査資料の中で、村山智順と善生永助（ともに総督官房文書課嘱託）が担当したものは2本柱をなしているといえる（他は「内地人」や英独等の植民地政策などで、これらは体系化せず）。村山による調査資料は民俗等に関するもので全10輯となる。善生のものは経済事情や村落形態などで全19輯となる。

村山智順による調査資料に対する評価は、韓国では概ね2つに分けることができよう。1つは支配目的ゆえに批判的な評価で、各地の警察署からの報告書を基本資料にしている点で、資料的価値を認めないとする立場を取っている。もう1つは、目的は別問題として資料的価値は認めるという立場の評価である<sup>1)</sup>。

日本での評価は大体三者の立場に分けることができよう。すなわち韓国の前者の厳しい立場を踏襲した川村湊による研究<sup>2)</sup>、民俗学的なレベルで批評をした野村伸一による研究<sup>3)</sup>、そして調査方法と政策的意図を分析して資料批判した筆者による研究<sup>4)</sup>があげられる。当然ながら、村山の調査資料は統治政策に資することが目的となるため、たとえば「予言」に託

1) 代表的な研究に、崔吉城「日帝時代の民俗・風俗調査研究」（崔吉城編著『日帝時代の漁村の文化変容 上巻』亜細亜文化社、1992年）や、崔吉城「日本植民地時代の民俗学・人類学」（崔吉城編著『日本植民地と文化変容——韓国・巨文島』お茶の水書房、1994年）がある。

2) 川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』講談社、1996年

3) 野村伸一「村山智順論」（『自然と文化』66号、2001年3月）

4) 拙稿「朝鮮総督府の神社政策——1930年代を中心に」（『朝鮮学報』第160輯、1996年7月）、拙著『朝鮮農村の民族宗教——植民地期の天道教・金剛大道を中心に』（社会評論社、2001年）。前者で『部落祭』の、後者で『朝鮮の巫覡』と『朝鮮の類似宗教』の資料批判を試みた。

キーワード：朝鮮総督府、植民地政策、村山智順、神社政策

された朝鮮民衆の心性を汲み取ろうとしたものではない。だが、他に資料が少ないため利用せざるを得ない以上、きちんと資料批判さえすれば利用できるという立場を筆者はとっている。資料批判の方法としては客観的に政策的意図を分析することが重要であり、さらに踏み込んで政策決定過程の究明に役立てることも重要だと考えている。

村山による調査資料の中で「予言」に関するものは、第37輯の『朝鮮の占トと予言』（1933年）である。この調査資料を総督府の調査事業の中で位置づけ、内容の検討を通じて同資料が提示している「予言」認識を抽出し、さらに統治政策への反映如何を考察することが本稿の課題となる。

そのために本稿での構成は、まず村山智順による調査資料を概観しながらその中で『朝鮮の占トと予言』を位置づけ、その前提のうえで同資料の内容検討へと進むことにする。

### 1. 村山智順による「民間信仰」調査

村山智順は新潟県出身で、1919年7月に東京帝国大学の哲学科（社会学専修）を卒業した。その後、朝鮮総督府中枢院の嘱託として旧慣制度調査事業の中の「朝鮮社会事情調査」（1919～23年）を担当している。1925年には総督官房文書課の嘱託（年手当2,500円）として、「朝鮮事情調査ニ関スル事務」を担当（『朝鮮総督府及所属官署職員録』1925年4月現在）した。

当時の社会学は社会進化論が主要な位置を占めていたので、村山は社会進化論にもとづいて当時の朝鮮社会を位置付けたと考えられる。そして、調査対象それぞれの宗教事象に対していわば「理想型」（日本では、ウェーバーの「理念型」は「理想型」と訳されたため、大きな誤解を生じたという）を基準に評価を加えて、政策決定での判断材料として提供したとの推論を立てている。

実際、調査資料を読むと前記のような方法論でかつ分析は中途半端なまま、主観的に結論を導く傾向がある。また、多くの資料（その資料的価値は個別に検討する必要があるとしても）を掲載している点も特徴といえるだろう。そのため、その主観的な結論が政策決定にどのような影響を与えていたのかということも重要な研究課題となるのである。

なお、この一覧表に掲げた調査資料（総督官房文書課が主管した〔朝鮮総督府〕調査資料）以外の調査資料には、『朝鮮の服装』（朝鮮総督府、1927年）と未完の『朝鮮市場の研究』がある。また、『朝鮮の習俗』（朝鮮総督府、1928年）も村山による調査資料のようである<sup>5)</sup>。

次は、1929年から始まる「民間信仰」3部（計4冊）のシリーズが、どのような目的の下で調査されたのかを検討するので、その前提として、それ以前の第16輯と第20輯の調査資料を先に概観しておくことにしよう。

第16輯の『朝鮮の群衆』（1926年）は、3・1運動後の社会主義・民族主義運動対策のための参考資料として発行されたと考えられる。主に総督府警務局の調査や各地の警察署の取締

5) 前掲の野村論文による。

## 村山智順による調査資料一覧

輯	発表年	シリーズ名	題名
16	1926		朝鮮の群衆
20	1927		朝鮮人の思想と性格
25	1929	民間信仰第1部	朝鮮の鬼神
31	1931	民間信仰第2部	朝鮮の風水
36	1932	民間信仰第3部	朝鮮の巫覡
37	1933	同上（二分冊のため）	朝鮮の占トと予言
42	1935		朝鮮の類似宗教
44	1937	朝鮮の郷土神祀第1部	部落祭
45	1938	朝鮮の郷土神祀第2部	釈奠・祈雨・安宅
47	1941		朝鮮の郷土娯楽

りにもとづく資料が用いられ、「群衆」を場所等にもとづいて分類している。その分類は、「農場にあらはれた小作争議的群衆」「工場にあらはれた同盟罷業的群衆」「学校にあらはれた同盟休校的群衆」「社会の特殊階級解放より生起せる階級闘争的群衆」「其他偶発的事件解決の爲めにあらはれた各種の群衆」というもので、これらで章を構成している。そして、各「群衆」ごとに「動機」「原因」「群衆」（その事例）をまとめて参考資料として提示している。

第20輯の『朝鮮人の思想と性格』（1927年）は、その目的が「本輯は主として朝鮮人の思想並にその性格を調査研究するの資料とする考で、各種の方面から見た朝鮮人の思想並にその性格観を雑然と寄せ集めたものに過ぎないが、これだけでも或程度迄は朝鮮人を理解するに役立つことであらう」（総督官房文書課長「序」）と書かれている。

この引用箇所後に「朝鮮人思想性格の系統立てる調査研究は只今慎重の用意を以つて進められて居るから、それが発表せられる期もさう遠くはなからう」という文章が続いている。「朝鮮人思想性格の系統立てる調査研究」とは、次から始まるシリーズ「民間信仰」調査を指している。「朝鮮人思想性格」がなぜ「民間信仰」に関係するのかという理由は、次に出される調査資料『朝鮮の鬼神』に書かれているのでそちらに移ろう。

シリーズ「民間信仰」の第1部となる第25輯『朝鮮の鬼神』（1929年）では、「思想信仰」の「高級なるもの」が「現在吾等の眼につく朝鮮の生活、文化、思想の諸現象」（「緒言」）と述べられている。これは公認宗教<sup>6)</sup>を直接指すものではないが、宗教の公認を想定した表

6) 「布教規則」（総督府令第83号、1915年）第1条には「本令ニ於テ宗教ト称スルハ神道、仏道及基督教ヲ謂フ」と、いわゆる公認宗教が定められている。つまり、公認宗教が神道（いわゆる教派神道）、仏教（「内地仏教」と「朝鮮仏教」）、キリスト教と明文化されたのである。総督府内の主管部署は、学務局宗教課（1932年より同局社会課、1936年より同局社会教育課、以下略）である。神社は日本「内地」同様に「神社非宗教論」の立場から、内務局地方課（その立場により1925年に学務局宗教課から移管された。1941年より司政局地方課、1943年より総督官房地方課）であった。公認されない宗教団体は「宗教類似ノ団体」（「布教規則」第15条、いわゆる「類似宗教」）とされ、警務局が主管した。

現であると思われる。一方「低級なるもの」が「民間信仰」となり、社会進化論的な解釈がなされている。つまり、「迷信」<sup>7)</sup>に位置づけられる「民間信仰」は「朝鮮文化の根幹をなし、外来思想の台木であり、苗床」であるというのだ。そもそも調査の目的は取締りにあり、3・1運動やその後の社会主義・民族主義運動における精神的土壌の解明が目指されていたわけである。

この調査資料は第1編「鬼神編」と第2編「禳鬼編」から構成されている。資料としては、「鬼神編」の古いものは古典文献や言い伝えが用いられている。「鬼神編」の現行のものおよび「禳鬼編」では、「著書、報告、調査もの等」（これらは今村鞆『朝鮮風俗集』、『京城日報』、各地の警察署の報告・調査等を指す）が使用された。

結論として、村山は「迷信」という言葉こそ用いないが、『朝鮮の鬼神』の中で「神」と「鬼神」を安易に関係づけて、「神が鬼に接することに依つてその悪性を中和し、又は退消し、その結果人に与へた障害を消散せしめんとする」という「禳鬼」（「迷信」として蔑視・危険視されていた治病行為等）の解釈にまで論を拡大した。それゆえ、取締りを念頭に調査結果を発表する村山にとって、「禳鬼」の理論的解釈を試みることに最大の関心があったことがわかる。そして、「鬼神信仰」の邪教性の基準を「禳鬼」に置くことになり、「鬼神信仰」は「消極的生活維持の欲求から出発」（「緒言」）していると、その根本原因を村山なりに解説するのであった。

次はシリーズ第2部となる第31輯の『朝鮮の風水』（1931年）を見よう。「緒言」には「半島の住民はその依頼の対象を鬼神と天地の生氣との二つに認め」とある。この二つの分類は、第25輯の『朝鮮の鬼神』を受け継ぐ形で「鬼神」を「占ト信仰」としてさらに調査することにし（第3部で）、一方の「天地の生氣」は「風水」としてこの第2部の対象となるのである。

構成は第1編「朝鮮の風水」（これは概論に相当する）、第2編「墓地風水（陰宅）」、第3編「住居風水（陽基）」である。資料は古典文献などで、現状に関するものは各道警察部衛生課の報告や『京城日報』の記事などが用いられている。また、全基応（李王職参奉）の協力も得ている点の特徴である。

前述したように「鬼神」調査を受け継ぐ第3部は、本来は「朝鮮の巫ト」という題の予定であったようだが、実際は『朝鮮の巫覡』と『朝鮮の占トと予言』とに分冊して発行された。第36輯の『朝鮮の巫覡』（1932年）の資料は、古典文献や各地の警察署からの報告が用いられたが、他の調査資料とは異なり現地調査の結果も活かされている点に注目される。農村の「再建」が叫ばれる中で『朝鮮の巫覡』は巫俗の「原始」性を提示したが、巫俗の「撲滅」には否定的であった（当時、「迷信打破」の一環として巫覡「撲滅」論が叫ばれていた）。結果的には発行の翌1933年、中枢院施政研究会（総督諮問機関）が「巫女取締法規制定」反対

7) ここでいう「迷信」とは、主に1920年代に「迷信打破」の対象として取締られていた民間の病気治療行為や墓地風水等を指す。

の答申を出し、その後も「撲滅」論による法令制定は回避されている<sup>8)</sup>。

## 2. 『朝鮮の占トと予言』の調査目的

では、「民間信仰」第3部が二分冊されたもう一方の第37輯『朝鮮の占トと予言』（1933年）の分析に移ろう。目次は次のとおりである。

序

緒言

第1章 占ト習俗の趨勢

第1節 上代に於ける占ト習俗

第2節 高麗に於ける占ト習俗

第3節 李朝に於ける占ト習俗

第4節 現代に於ける占ト習俗

第2章 占トをなす者

第1節 専門占者

第2節 副業占者

第3節 その他の占ト者

第3章 自然観象占

第1節 日月ト

第2節 星ト

第3節 虹ト

第4節 雲ト

第5節 風・雪・霜・露・雷ト

第6節 水・氷ト

第7節 天気ト

第8節 地・山・石・其他に依るト

第4章 動物・植物・其の他の事物に依る相ト

第1節 動物占

第2節 植物占

第3節 器物及び衣食住に依る占ト

第4節 人事及び人相に依る占ト

第5章 夢ト

第1節 夢と占との関係

8) 詳細は前掲の拙著『朝鮮農村の民族宗教』の第2章「総督府の「類似宗教」観」を参照されたい。

- 第2節 夢占の内容
- 第3節 夢識
- 第4節 夢兆
- 第6章 神秘占
  - 第1節 神託占
  - 第2節 神示占
- 第7章 人為占
  - 第1節 勝負占
  - 第2節 娯楽占
  - 第3節 年の豊凶を占ふ
  - 第4節 人の運勢を占ふ
  - 第5節 犯人占
  - 第6節 占地卜居
  - 第7節 其他の方法に依る占
- 第8章 作卦占
  - 第1節 六爻
  - 第2節 算筒占
  - 第3節 松葉占
  - 第4節 四柱占
  - 第5節 断時占
  - 第6節 五行占
  - 第7節 柶占
  - 第8節 鳥占
  - 第9節 姓名判断
- 第9章 観相占
  - 第1節 観相の由来
  - 第2節 観相の一般
  - 第3節 観相のいろいろ
- 第10章 相地法
- 第11章 凶識と予言
  - 第1節 兆識
  - 第2節 謡識
  - 第3節 予言者
  - 第4節 予言書
  - 第5節 予言の表現と解釈

## 第6節 予言の内容

## 写真図版

この目次からもわかるように、第1章から第10章までの「占卜法」に関係する内容が中心を占めていて、最終章の「凶讖と予言」は後から付け足された印象を受ける。つまり、『朝鮮の占卜と予言』では、「鬼神信仰」にかかわる「民間信仰」の別の例（つまり「巫覡信仰」とは別の例）として「占卜法」の邪教性を示すことが本来の目的であった。「緒言」には次のように述べられている。

朝鮮の民衆は、その往昔から、彼等の生活に働きかける不可思力ある者の存在を信じて来た。これ朝鮮の民間に古往今来、天地自然乃至木石虫魚の精霊が悉く人生と交渉を有すると云ふ鬼神信仰の強固に支持せられ、この鬼神に対して呪力を及ぼし以てその力を左右し得るの能力ありと信ぜられる巫・覡類の活躍盛にして且つその普及の汎き所以である。

この精霊を内容とする鬼神信仰の把持、原始宗教人たる巫・覡類の活動こそ、要するに朝鮮民衆の人生観が、自己以外の力、不可思議力ある精霊に依つてその生活を左右せられるものであると云ふ信仰観念に立脚して居るからである。尨がこの外力に依つてその生活を支配せられるとなす観念は、やがて自己の生活は他の外力外物の存在に依つて決定せられ、その決定のまゝに導かれるものであると云ふ宿命観念、運命観念の主要なる内容を形成するものに他ならない。従つて運命観念の抱持者がやがてその運命開拓を占卜法に求むるが如く、朝鮮の民衆がその生活の展開に絶大なる信頼を各種の占卜法に繋ぐとする、また誠に当然なこと、云はねばならばならぬ。

ここでは「占卜法」における邪教性が「鬼神信仰」から派生したものとして、「自己の生活は他の外力外物の存在に依つて決定せられ、その決定のまゝに導かれるものである」という「宿命観念、運命観念」で表現されている。

さらに、この「緒言」では引用箇所が続けて、「占卜法」に依頼する民衆の心理を「朝鮮民衆の精神生活を特色づける本質的要素」と、「社会伝統をして恣にその偉力を逞ふせしむる外部的生活環境」という二者の「協力作用」に求めている。後者の「外部的生活環境」については、「社会教化殊に科学的知識」が普及していない状況に起因するとして、社会教化や教育の徹底に解決策を見いだしている。

ここでは前者の「本質的要素」に注目したい。これについて、次のように説明されている。

それは概して自力更生的気力の旺盛を欠くことであり、この気力盛ならざるが故に伝統の力に束縛せられ運命観・宿命観の人生観から解放せられない所以ではなからうか。

著者の村山は、前述したように『朝鮮の鬼神』において、「鬼神信仰」の邪教性の基準を「禳鬼」に置き、その根本原因を「消極的生活維持の欲求」に求めていた。しかし、『朝鮮の占トと予言』が発表された1933年は、「自力更生」をスローガンに掲げている農村振興運動が本格的に始動した年である。それゆえ、『朝鮮の占トと予言』では『朝鮮の巫覡』と同様に、農村振興運動との相克関係の中で「占ト法」の邪教性が示されていると考えられる。すなわち、「占ト法」の邪教性は「宿命観念、運命観念」で表現され、その原因が別言すれば「自力更生的気力の旺盛を欠くこと」にあると結論づけられるのであった。

こうして、「鬼神信仰」における「禳鬼」の解釈に端を発し、農村「再建」の観点が加味されながら、二分冊された第3部の2つの調査資料において、「鬼神信仰」にもとづく「巫覡信仰」と「占ト法」の邪教性が位置付けられたのである。

なお、『朝鮮の占トと予言』で用いられた資料は古典文献、新聞記事、各地の警察署からの報告などである。『朝鮮の巫覡』のように現地調査をしたわけではなかった。

### 3. 『朝鮮の占トと予言』における「予言」認識

最後に第11章「凶讖と予言」を分析してみよう。前述したように「鬼神」調査を受け継ぐ「民間信仰」調査第3部は、本来は「朝鮮の巫ト」という題の予定であったが、二分冊となり発行された。つまり、「巫覡信仰」と「占ト法」という2つの対象に分けられていた。

ところが、「占ト法」を対象とする調査資料は結果として『朝鮮の占トと予言』という題になっている。これだけでも、調査の途中において新たに「予言」という項目が重要な対象として浮かび上がった可能性を予想することができる。『朝鮮の占トと予言』の本文663頁の中で最終章は116頁分という量を占めている。目次からはこの章が付け足された印象を受けるが、『朝鮮の占トと予言』の本来の調査目的とは別に、「予言」調査が重要な位置を占めるようになったことがうかがわれる。この最終章「凶讖と予言」から村山における「予言」認識を見いだしてみよう。

第11章「凶讖と予言」の構成は、第1節「兆讖」、第2節「謡讖」、第3節「予言者」、第4節「予言書」、第5節「予言の表現と解釈」、第6節「予言の内容」となっている。この構成を通じて村山の関心は一貫しており、それは「凶讖と予言」が国家的な次元にかかわっている点にある。章の冒頭部分で村山は、「凶讖と予言」および「占ト」は「その将来の運命を指示する点に於いて」ほとんど「同様」であるが、「多くは、国の興亡推移と云ふが如き社会的な運命観なる点を異にする」と述べている。やはり、日本の統治が念頭にあり、それがどのように「予言」されているかが、統治者として民情を知るため、ひいては治安面からも重要な関心事となっていることがわかる。

たとえば第1節「兆讖」には、「国の興亡推移と云ふが如き社会的な運命観」を示す11事例があげられている。その内3事例が忠清南道の鷄籠山ケリョンサンにかかわる「予言」の紹介である。東アジアにおける代表的な終末思想は弥勒下生信仰であるが、朝鮮ではこの伝統的な終末思



想とともに、朝鮮王朝時代の予言書である『鄭鑑録』にもとづく終末思想が特徴的であるといえる。

『鄭鑑録』は朝鮮朝の中期以後に広まった予言書であり、70種あまりの異本があるといわれている。鶏龍山は、李氏王朝の後に鄭氏が新王となる新たな王都ができると『鄭鑑録』で予言された山である。そのため鶏龍山の南麓には、ここが新都邑地だとしてシンドアン(신도안=新都内)<sup>9)</sup>と呼ばれる居住地域が誕生した。

第1節にあげられた11事例の最後は「鳴れば王出る藁太鼓」というもので、鶏龍山シンドアンでの「予言」に関係した事件の紹介である。文末には「昭和八年三月調」とある。総督官房文書課長の「序」の日付がこの年1933年の3月20日となっているので、『朝鮮の占トと予言』発行直前に警察当局(おそらくシンドアンが管区内にある忠清南道警察部)から入手した資料にもとづく記述と見てよい。

ここから、村山は「占ト」調査が「予言」にまで展開する過程で『鄭鑑録』の「予言」に接し、日本による植民地支配にかかわる重要な情報として急遽調査資料に加えたものと推測される。第11章の他の項目でも「昭和八年三月調」と付されている箇所がいくつかあるので、これらも警察当局から提供された資料を整理したものと判断していいだろう。

では、「鳴れば王出る藁太鼓」事件の概略を記そう。これはシンドアンの七星閣に安置された<sup>チルソンギョ</sup>七星教の宝物である「草鼓」にまつわる事件である。この「草鼓」にはそれを打って真音を発した者こそ鶏龍山に出現する新王であるとする由緒があった。これを受けて、同じくシンドアンに本部を置いた上帝教の幹部の黄紀東という男が、「昭和三年五月四日、七星閣に納めある草鼓を全鮮の宗教々主に打たしめ、真音を発したる者を以て全鮮の宗教を統一しその教主たらしむべし」という説を流布したそうだ。

すると、昭和3年すなわち1928年の当日において、「草鼓打鳴の儀」を見聞しようと全国から集まった群衆が2万5千人もいて、「新都内は全く文字通りの人山を築」くほどの大賑わいであった。だが、「草鼓」は警察当局によって「草鼓打鳴の儀」の始まる前に楼台から引き下ろされ、警察に抑留されて焼却の処分を受けることとなったという。

次に第3節の「予言者」では「現代の予言者」が8事例もあげられている。その内、鶏龍山やシンドアンに関係するものが(その地でなされたものも含む)6事例にもなる。「満洲」に関する事柄が2事例(シンドアンでなされた)、朝鮮の独立にかかわるもの(×の伏字を用いて掲載)が4事例である。また、半分の4事例が依拠した資料は新聞記事であるが、「満洲」の2事例と朝鮮の独立2事例は「昭和八年三月調」となっているので、これらは前

9) 한국종교사회연구소 편 『한국종교문화사전』(集文堂, 1991年, 韓國宗教社会研究所編 『韓國宗教文化事典』)の「계룡산신도안」(「鶏龍山新都内」)の項目には、現代の状況が次のように説明されている(日本語訳=筆者)。

1970年代に浄化作業があるまで、鶏龍山一帯には百あまりの宗教団体が存在していた。かなり大きな規模の組織と体制をもった宗教団体から、一宗教一教主一信徒を兼ねた団体までもあった。1984年、民間人シンドアン撤去計画によって、今はすべてが移転している。しかし、鶏龍山を中心とした地域から遠く離れずに周辺に留まりながら、近づきつつある新しい世を待っている。

述の「藁太鼓」事件の資料と同様に『朝鮮の占トと予言』の発行直前に警察当局から入手した警察資料であることがわかる。

第4節「予言書」では、「民間に伝承する秘記類」として「鄭鑑録」と「朝鮮秘訣全集」についての解説に紙幅を多く割いている。これら2つの「予言書」は「各種の秘記類を編集したもの」という認識である。「鄭鑑録」についての認識は、「鄭鑑録中の鑑訣と称するもの、事」であり、朝鮮朝第14代王である「宣祖王以後朝臣分党に依り志を朝に失し怨を国に懐くの徒が、人心を動揺攪乱して革命の気運を醸成せむとし、こゝに古来の秘記に擬して「鄭鑑録」なるものを作成したもの如くである」とされた。

この認識は第6節「予言の内容」で、よりわかりやすい表現で繰り返されている。すなわち朝鮮の「予言」の特色は「国家の興亡隆替を取扱つたものが絶対多数を占めて居る」ことである。この「特色ある予言」こそが、「実に易姓革命に終始した朝鮮の歴史と、易姓革命を希望した朝鮮の民心とを反映したもの」だといひ、村山は自らの『鄭鑑録』認識を別言しているのであった。

そこで村山は、第6節の(1)「国家興亡予言」で「百濟滅亡の予言」以来の王朝滅亡の「予言」を概観したうえで、(2)「新興王都の予言信仰」で『鄭鑑録』をさらに詳しく解説している。そして、ついには日本の支配にかかわる「予言」を分析することになる。

ではここで、村山が提示する「予言」認識が政策決定に影響を与えたのか否かを可能な限り明らかにしてみよう。

まずは、第6節で村山が日本の支配にかかわる「予言」を分析した内容を紹介しよう。朝鮮王朝の滅亡後、『鄭鑑録』予言によれば王都は鷄龍山、王は鄭氏となるはずである。ところが、都は変わらず、政治を行う者は朝鮮総督の寺内正毅であった。そして次のように述べている（×は伏字）。

世相の急激なる変遷に眩惑せる民衆は鄭鑑録の予言を顧みることを忘れてしまった。然るに大正八年米国大統領ウキルソンの民族自決説に刺戟されて民族運動を起す者あり、民衆また之に雷同するや、この機に乗じて××（独立か＝引用者）気運の勃興に努力し以て権勢獲得の機会を阻ふの士が内外に出現した。かくして総督政治への疑惑と動揺が之等の人士に依つて民衆の間に惹起さるゝや、こゝに再び伝統的「鄭鑑録」信仰を利用して民心の収攬と自家権勢の拡張を策する者続出し、遂に鷄龍山信仰と新都新興信仰は全鮮に普及せられ、新都内と称する新興部落の実現さへ見るに至つたのである。

つまり、3・1運動が契機となって「再び伝統的「鄭鑑録」信仰を利用して民心の収攬と自家権勢の拡張を策する者続出し」たことが原因で、「鷄龍山信仰と新都新興信仰は全鮮に普及」し、「新都内と称する新興部落の実現さへ見るに至つた」と分析されている。これは、3・1運動後に再び「利用」される「鄭鑑録」信仰と「新都内と称する新興部落」（＝シ

ンドアン) 出現への警戒を示しているため、統治政策に資すべき判断材料を提供している箇所だといえる。

では、この記述をもとにして①「『鄭鑑録』信仰」と②「新都内と称する新興部落」出現とに分けて、『朝鮮の占トと予言』での他の記述をもう少し掘り下げてみよう。

①「『鄭鑑録』信仰」に関しては、第3節「予言者」において「主要なる特質」という形で村山は自分の意見を整理していると考えられる。すなわち、村山はこの節で紹介した事例は朝鮮の「予言者」の「一斑を挙げたままであり」と断りながらも、「主要なる特質」4つを「注意せられる」こととして指摘している。これらは「一、宗教家に多いこと」「二、法術的なこと」「三、興亡革命的なること」「四、功利的に利用すること」である。とくに3番目については、「この点は国家の治安上将来充分なる考慮が払はれねばならぬ」と、治安面での注意を喚起している。

また、②「新都内と称する新興部落」に関しても、村山は忠清南道警察部が調査した戸数・人口の資料を表に整理して掲載している。この表では、1918年以前および3・1運動の年である1919年から1924年までの各年について、移住者の戸数と人口、および現住の戸数と人口が示されている。簡単に説明すると、1918年末では現住者の戸数584戸、人口2,667人であったのが、3・1運動後に移住者が急増し、1922年末には戸数1,576、人口7,019にまで増加している。この年だけの移住者の戸数・人口も最多で、1922年中の移住者戸数は610戸、その人口は2,443人となっている。

このような状況について、村山は「土地肥沃ならず且つ特別の生産品もなき所にかくも多数の移住者を見たることは、如何に移住熱即ち新興王都信仰が強く民心を左右せしかを物語るものである」(傍点は原文のまま)と解説し、「新興王都信仰」が「民心」に及ぼす影響を強調するのであった。

『鄭鑑録』予言にかかわる「新興部落」として、村山がシンドアンと並んでその存在を指摘した村がある。それはシンドアン近隣に所在する「金剛道」(現在の金剛大道)の信徒村(「約百戸」とある)で、「鄭鑑信仰即ち予言の信仰に依つて造り出された新興部落として朝鮮部落生成の一標式を代表するものと云ふべきであらう」と認識されている。村山は、シンドアンや「金剛道」の信徒村に見られる「標式を支持する予言信仰の力は未だ決して衰へて居ない」と警戒を呼びかけながら、この調査資料を締め括っている。

以上から、『朝鮮の占トと予言』発行の直前に村山の関心は①「『鄭鑑録』信仰」および②「新都内と称する新興部落」へと移っていったと考えてよい。『朝鮮の占トと予言』の発行直後に、彼がいわゆる「類似宗教」の解明のための調査に着手していることもこのことを裏付けている<sup>10)</sup>。そして、この「類似宗教」調査の結果は第42輯の『朝鮮の類似宗教』となり

10) 1933年の『朝鮮の占トと予言』の書評として翌年の1934年に書かれた金孝敬「『朝鮮の占トと予言』を読む」(『大正大学学報』17, 1934年)には、「昨夏著者(村山のこと=引用者)を訪れし時、新興宗教研究に着手せる旨を承る」とある。

1935年に発行されている。

この『朝鮮の類似宗教』では、合計73の「類似宗教」団体について各分類ごとに現況報告がなされた。「東学系類似宗教団体」では、天道教の四派など21団体の現況が報告されている。それから、「吽咄系類似宗教団体」では吽咄教・普天教など12団体、「仏教系類似宗教団体」では仏法研究会など11団体、「崇神系類似宗教団体」では閻聖教など17団体、「儒教系類似宗教団体」では太極教など7団体、「系統不明の類似宗教団体」では済化教など5団体である。

では、政策的意図として『朝鮮の類似宗教』における「類似宗教」の邪教性はどのように認識されたのであろうか。この調査資料では、「類似宗教」の「社会運動」の思想、すなわち「地上天国」=独立が植民地支配と真っ向から対決するため、「地上天国」の論理的否定に全力が注がれた点を特色としてあげることができる<sup>11)</sup>。

その結果、村山は「解散」か「出直し」(=改宗)という対策案を判断材料として提示している。このような調査結果が、総督府において「類似宗教」の取締り方針を確立するうえで利用されることとなるが、具体的な政策決定過程は不明である(「心田開発」政策の一環であるということは判明している)。だが、1936年より「類似宗教」団体へ徹底した弾圧が始まり、たとえば「予言」内容が法(主に「保安法」)に抵触するとして「解散」させられ真宗大谷派への「改宗」を迫られる団体もあった。このような事実から、村山の提示した対策案は対「類似宗教」政策に反映されていることを確認することができる<sup>11)</sup>。

また、「金剛道」も受難を被ることになる。1937年頃から「満洲」移民の要請がなされるが、これを拒絶すると次は懐柔策がとられて、高野山金剛峰寺への「改宗」を迫られた。それをまたはね除けると、1941年にはついに教主や幹部信徒の大量検挙(拷問死)および信徒村からの強制退去、教団施設の解体等、徹底的な弾圧を受けたのであった<sup>12)</sup>。

## おわりに

村山智順による一連の総督府調査資料の中で、「予言」に関するものは第37輯の『朝鮮の占卜と予言』(1933年)である。この調査資料を総督府の調査事業の中で位置づけ、内容の検討を通じて同資料が提示している「予言」認識を抽出し、さらに統治政策への反映如何を考察することが本稿の課題であった。以下、これらの課題について本稿で明らかにすることができた内容を要約しよう。

総督府調査事業の中で「民間信仰」調査というシリーズでは、3・1運動やその後の社会主義・民族主義運動における精神的土壌の解明が目指された。このシリーズの第3部は、第

11) 『朝鮮の類似宗教』の資料批判と対「類似宗教」政策は、前掲の拙著『朝鮮農村の民族宗教』第2章「総督府の「類似宗教」観」で詳しく分析しているので、それを参照されたい。なお、日本「内地」での国体明徴声明や第2次大本事件による取締りも、弾圧の徹底化に大きく影響していると考えられる。

12) 詳細は同上書の第4章「金剛大道の予言の地」を参照されたい。

36輯の『朝鮮の巫覡』（1932年）と『朝鮮の占トと予言』とに二分冊されている。

『朝鮮の占トと予言』では、「占ト法」の邪教性を示すことが本来の目的であった。すなわち、「民間信仰」調査は「鬼神信仰」における「禳鬼」の解釈に端を発し、本格的に始動した農村振興運動との間で相克関係をなすことで農村「再建」の観点が加味される。その結果、「占ト法」の邪教性は「自力更生の気力の旺盛を欠くこと」にあると結論づけられた。

だが、村山は「占ト」調査が「予言」にまで展開する過程で『鄭鑑録』の「予言」に接し、これを日本による植民地支配にかかわる重要な情報として、発行直前に急遽調査資料に加えたと推測される。『鄭鑑録』は朝鮮朝の中期以後に広まった予言書で、鶏龍山に李氏王朝の後に鄭氏が新王となる新たな王都ができると予言された。

『朝鮮の占トと予言』の中で、「予言」を分析した第11章「凶讖と予言」において、村山は3・1運動後に再び「利用」される「鄭鑑録」信仰と「新都内と称する新興部落」が出現したことへの警戒を示す判断材料を提示したと考えられる。

そのため、村山は次の調査対象をいわゆる「類似宗教」にし、第42輯の『朝鮮の類似宗教』を1935年に発行するのであった。この調査資料で、村山は「解散」か「出直し」（＝改宗）という対策案を判断材料として提示した。具体的な政策決定過程は不明であるが（「心田開発」政策の一環であるということは判明している）、1936年より「類似宗教」団体への大弾圧が始まり、「予言」内容が法（主に「保安法」）に抵触するとして「解散」させられ真宗大谷派等への「改宗」を迫られる団体もあった。

以上のように、『朝鮮の占トと予言』で示された「予言」にかかわる判断材料は、その後の統治政策の中で対「類似宗教」政策へと結びついていったことを指摘することができる。

Investigation on Korean ‘Prophecy’  
by the Japanese Government-General of Korea:  
Focusing on the Report of MURAYAMA Chijun

Masaaki AONO

“Korean Divination and Prophecy” was written by MURAYAMA Chijun (村山智順) in 1933 as one of a series of investigation reports presented to the Japanese Government-General of Korea. In the present paper I suggest where we should place the report about Korean divination and prophecy in the investigation project of the Government-General, also I extract MURAYAMA’s understanding of Korean prophecy from the report so as to analyze how its result is reflected in the suppressing policy of new religions, which started just after the report’s publication.